

藤沢市公衆浴場燃料価格等高騰対策支援補助金交付要綱

制定 令和5年7月4日

改正 令和6年1月9日

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている公衆浴場を営む者（以下、「公衆浴場営業者」という。）に対し、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することにより、公衆浴場の健全な経営を助長し、市民の公衆衛生の確保を図るため、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象とする者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けた市内の公衆浴場営業者であって、次の要件を備えているものとする。

(1) 入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で徴収して営業していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号から第5号に該当する者は、交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象とする期間、経費及びその補助単価、補助対象額並びに補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告等)

第4条 補助金の申請は、原則として四半期ごとに受け付けるものとし、補助金はその都度交付する。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請と同時に実績報告を行うものとし、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に定める関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助金申請額計算表（別紙1）

(2) 補助申請額計算表に記載のある対象経費の使用量又は購入量が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）

(3) 暴力団排除に関する誓約書及び同意書(第2号様式)

(4) 公衆浴場営業許可書等の写し

3 前項の規定による申請書兼実績報告書等の提出期限は、令和6年3月25日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、同日後に提出することができる。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、補助金額を確定したときは、補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、前条第2項の規定による補助金額確定通知後とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿等)

第7条 補助金の交付を受けたものは、必要な帳簿等を備え付け、事業終了後翌年度から

5年間保管整備しておかなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請又は虚偽の報告を行ったことが判明したとき。
- (2) 第2条第2項の規定に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月支払分から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、なお従前の例による。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。ただし、第3条第1項の規定による別表の規定は、令和5年10月支払分から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象期間	補助対象経費及び補助単価	補助対象額	補助率
令和5年4月から9月までに支払を行ったもの	燃料費及び電気代 (1) 重油：8円/L (2) 灯油：6.3円/L (3) 都市ガス：38.25円/m ³ (4) LPガス：86.7円/m ³ (5) 電気：0.71円/kwh	各使用量又は購入量に補助単価を乗じた額	補助対象額の1/2以内
令和5年10月から令和6年3月までに支払を行ったもの	燃料費及び電気代 (1) 重油：17.1円/L (2) 灯油：16.7円/L (3) 都市ガス：38.25円/m ³ (4) LPガス：91.4円/m ³ (5) 電気：0.71円/kwh		